

補助金、負担金等適正化基本方針

令和6年3月（第2版）

岸和田市

目 次

1 はじめに	1
2 基本原則	2
3 現状分析(課題)	3
4 適正化に向けた取組(対応策)	5
5 更なる適正化に向けた取組	8

1 はじめに

本市は、平成7年に行財政改革推進本部を設置して以来、これまで途切れることなく行財政改革に取り組んできましたが、この20年以上にわたる期間の中で繰返し危機的な財政状況を招いてきました。これは、財政基盤がぜい弱であることに加えて、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に合わせた施策のあり方や行政サービス提供体制の転換が遅れていることが影響しています。このため、平成30年4月に行財政改革プロジェクトチームを設置し、行財政改革の取組を強化し、抜本的な行財政の構造改革を実現するために、今後、集中的に取り組む行財政改革のメニューを取りまとめ、平成31年3月に岸和田市行財政再建プラン【2019年3月版】（以下、「再建プラン」という。）を策定しました。

補助金等の適正化に関する取組については、平成20年10月に補助金等及び市民活動団体事務局の在り方検討委員会から本市に対して、「岸和田市補助金等及び市民活動団体事務局の在り方への提言書」として、補助金等の基本的な在り方等が提言されました。この提言を踏まえ、本市は、補助対象外となる経費の設定などのルールづくりをすすめるとともに、市が団体等に交付する補助金等の概要を公開するなどの取組に着手し、補助金等の適正化に向けて一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、その後も交付基準が不明確である団体補助金等や社会情勢の変化等により市の関与の度合いを見直すべき補助金等が現存していることから再度補助金等を見直す必要性が生じてきました。これに対応するため、再建プランにおいても、持続可能な市政運営を実現するための取組の一つとして、「補助金・負担金等の適正化」を掲げたところです。そして、再建プランの策定に併せ、補助金・負担金等の適正化に向けて、平成30年4月に岸和田市補助金、負担金等適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置し、同年6月、委員会に対し「補助金等のあり方・方向性」を諮問しました。

委員会では、本市が交付している約130の補助金等の現状や経緯に加え、本市のまちづくりの基本となる自治基本条例やこれまで築きあげてきた市民、事業者、行政による協働のまちづくりの精神、更には本市の財政状況も踏まえ、計4回、会議が開催され、議論が行われました。会議の中で出された様々な意見を集約し、令和元年5月に、委員会から市に対し、「補助金等のあり方・方向性に関する提言書」として、補助金等の基本原則や本市の補助金等が抱える課題とその見直しの方向性等が提言されました。

本基本方針は、委員会からの提言を踏まえ、本市における補助金等の基本的な考え方や交付における基本原則を示すとともに、より一層基本原則に沿った補助金等への転換を図るための方向性を示すものであり、本方針を基に補助金等の適正化を図ります。

2 基本原則

補助金等を交付する場合には、その位置づけ、役割などを十分に理解し、以下の基本原則に従うこととする。

(1) 公益性

補助の目的及び効果が、市民の福祉の向上に寄与するものであるとともに、特定の者への利益の供与にとどまらず、広く公益の増進につながるものであること。

(2) 有効性

補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応するとともに、市が推進する施策の実現に資するものであること。また、その費用対効果が十分に認められるものであること。

(3) 公平性

同種同等の事業を実施する団体等の間における補助金等の交付の有無や補助額の設定など、補助制度の運用における公平性を確保すること。

(4) 適格性

補助の内容が、補助団体の活動に直結し、活動の活性化につながるものであること。また、その使途が広く市民の理解を得られるものであること。

(5) 透明性

補助内容、補助団体等が広く市民の目に触れ、補助金等の透明性が十分に担保されたものであること。

3 現状分析(課題)

岸和田市で交付されている補助金等の現状を分析、分類し、そこから見える課題に対する対応策を検討する。

【現状分析（課題）分類】

(1) 公益性・公平性が高い補助となっていない。

ア：団体補助となっており、補助金等の交付基準が不明確、補助する活動が不明確、団体の活動の活性化につながっていない、活動に対する補助でないため、団体の自立が阻害されている。

(2) 補助手法の見直しの余地があり、補助効果の最大化が図られていない。

ア：補助の目的、補助により達成しようとする目的が不明確である。

イ：社会情勢の変化により、所期の目的にも変化があり、効果が薄れているなど、活動の見直しによって、より大きな効果が期待できる。

ウ：類似の補助金等又は市の施策が存在し、整理が必要である。

(3) 国や大阪府、民間活力、団体自身の能力などと、市の関与のバランスが適当でない。

ア：従前から民間の参入が積極的であり、公の関与割合が減っている。もしくは無くなっている。

イ：会費収入や余剰金などの自主財源で活動が可能であり、補助の必要性が低い。もしくは必要性がない。

ウ：会費収入、余剰金、イベントの参加料又は出店料などの収入により活動の財源を生み出す余地があり、補助の必要性が低い。もしくは必要性がない。

エ：国や大阪府など、市以外の団体からの補助があり、市が上乗せして補助する必要性が低い。もしくは必要性がない。ただし、法令等で、市が合わせて補助する旨が規定されている場合を除く。

(4) 公金の使途として適当でない経費に充てられている。

ア：交付された補助金等が、公金の使途として不適当な経費や団体等の運営に係る一般管理経費に充当されている。

(5) 透明性が確保されていない。

ア：被補助団体が、別の団体に再補助している。

イ：実績報告書や添付資料から活動内容や使途が確認できない。

4 適正化に向けた取組(対応策)

前章で分類した現状分析から見えてくる課題に対し、適正化に向けた取組は以下のとおりである。

(1) 事業補助を原則とする（関連する課題：(1) ア）

団体等の運営や育成又は活動全般に対して補助する「団体運営補助」は、補助金等の交付基準や交付対象事業及び経費が不明確となる。また、これに伴い、補助効果の測定も不十分になることが多い。さらに、活動に対する補助ではないため、補助団体の活動の活性化や自立を阻害する恐れがある。このため、団体等が実施する活動や事業に対して補助する「事業補助」を原則とする。

(2) 補助目的、目標を明確化、具体化する（関連する課題：(2) ア）

補助の目的、目標は、事後に補助効果を測定し、その必要性・妥当性を検証する際の基礎となるものである。このため、補助の目的等を明確且つ具体的にし、補助要綱等に規定することとする。

なお、補助の目的等については、市民の福祉の向上に寄与するものとなっているか、市民ニーズに対応したものとなっているか、受益が特定のものに偏らず広く市民に及ぶ内容となっているかという観点から十分に検証した上で設定することとする。

(3) 補助効果を常に検証する（関連する課題：(2) イウ）

補助対象となる活動の手法や費用対効果を常に検証する。事前に設定した目的、目標に対し、活動が有効なものであったか確認し、その結果に応じて、補助金等の継続可否の判断や補助対象となる活動や額等の見直しを行い、より効果的な補助金等への転換を図る。なお、当該補助金等と類似の補助金等又は市の施策が存在する場合は、費用対効果の最大化を図るという観点から、それらも含めて検証し、必要に応じて補助金等を統合するなどの整理を行う。

(4) 社会情勢の変化に対応した補助とする（関連する課題：(3) ア）

民間の参入が積極的になってきているなど、社会情勢の変化によって、特定の活動に対して公が関与すべき度合いは変化する。このため、常に、補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化を的確に捉え、補助の必要性について検証する。

(5) 補助団体の財務状況を確認し、真に必要な補助に限定する（関連する課題：
（3）イウ）

補助団体の財務状況を確認し、収入（会費収入、イベント出店料など）や余剰金など、補助団体の自主財源で活動が可能である場合は、補助を減額、停止又は廃止する。特に、以下①又は②に該当する場合は、補助団体の財務基盤や規模を考慮したうえで、原則、補助金等を一旦停止することとし、当該停止期間が3か年連続した場合は廃止する。

- ①補助団体の収支に、3か年連続して補助額の3倍以上の繰越や他会計（特別会計など）への支出が発生している場合
- ②補助団体が、3か年連続して補助額の5倍以上の内部留保を有している場合

(6) 原則、市独自の上乗せ補助はしない（関連する課題：（3）エ）

国や大阪府など、市以外の団体からの補助がある場合、原則市の上乗せ補助は実施しないこととする（法令等で、市が合わせて補助する旨が規定されている場合は除く）。ただし、市として特に推進すべき政策分野である場合又は本市の地域特性や状況などを踏まえ市が上乗せして補助する必要性がある場合など、その必要性が認められる場合は除く。

(7) 補助対象経費を限定する（関連する課題：（4）ア）

公金の使途として不適切な経費や団体等の運営に係る一般管理経費は補助対象としない。具体的な経費は以下のとおりとする。

- ★団体維持に係る経費（事務所職員人件費、主たる事務所の賃料及び光熱水費など）
- ★交際費 ★慶弔費 ★飲食費・懇親会費 ★積立金
- ★視察研修費・研究費（視察目的、成果等の報告を確認し、事業・活動に直接的な効果を及ぼすと認められるものを除く。ただし、直接的な効果が認められる場合であっても、視察中の飲食費等は除く。）
- ★他団体への会費、負担金及び補助金等（活動実施に直接的に関連するものを除く。）
- ★過度な贈答品・記念品
- ★その他社会通念上公金で賄うことが相応しくないもの

(8) 原則、再補助は禁止する（関連する課題：(5) ア）

透明性の確保のため、補助団体による他団体への再補助は、原則認めない。ただし、多数の類似団体が実施する同様の事業に再補助している場合で、市が直接補助することにより手続きが極めて煩雑となり現実的に困難である場合は除く。なお、その場合であっても、直接補助と同様に適正な補助のあり方を遵守することとする（現状分析（課題）分類の（1）から（5）に該当しないこととする）。

(9) 補助対象事業及び経費等を明確にする（関連する課題：(5) イ）

補助要綱等において補助対象事業等を明確にするとともに、実績報告書や添付資料（領収書（写しも含む）等）で、補助金等が充当されている事業及び経費等を明確化する。

(10) 適切な費目に見直す（関連する課題：全体）

本来、市が実施主体となるべき又は実施すべき事業については、補助金等ではなく負担金や委託料として支出するのが適切であり、これらを補助金等として支出している場合は適切な費目に見直すこととする。

5 更なる適正化に向けた取組

補助金等が、基本原則に従い、市民福祉の向上に寄与しているかということについては常に検証する必要があることから、継続した検証・見直しの仕組みを構築していく。

また、補助金等の算定額を補助対象事業の活動又は成果実績に応じて変動させる「インセンティブ方式」や、団体等から事業又は活動の提案を広く求める「提案公募型補助制度」、あらかじめ制度の終期を補助要綱等で明示する「サンセット方式」等、より効果的な補助金制度のあり方についても引き続き検討していく。